

律の施行に関する事務

2 電気工事業の登録の消滅及び取消し等（第14条、第28条）	○		
3 電気工事業の登録の拒否及びその通知（第6条）	○		
4 登録証の交付（第7条第1項）			
(1) 新規の登録に係るもの	○		
(2) 更新の登録に係るもの			○
5 登録証の再交付（第12条）			○
6 承継等の届出の受理（第9条から第11条まで、第34条第3項）			○
7 登録証の返納の受理（第15条）			○
8 登録消滅の場合の電気工事の措置（第17条）	○		
9 危険等防止命令（第27条）	○		
10 苦情の処理（第33条）			○
11 電気工事業の報告の徴収及び立入検査（第29条）			○

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者	
				部 長	課 長
地域政策課	1 管内地方機関の総合調整に関する事務	1 県の主要施策の推進に係る管内の地方機関の総合調整に関すること。	○		
		2 管内の地域振興に関する事務			
	2 管内の地域振興に関する事務	1 施策の総合企画及び総合調整に関すること。	○		
		2 重要な事務事業の調整に関すること。	○		
		3 地域振興重点化プログラムに関すること。	○		
		4 地域振興施策の推進に関すること。			
		(1) 管内の総合調整を要するもの	○		
		(2) その他のもの		○	
	3 管内の他の執行機関の優先機関の総合指導及び監督並びに市町その他公共団体に対する総合的助言に関する事務	1 自治功勞による叙勲、褒賞及び表彰の具申に関すること（市町に係るものに限る。）。	○		
		2 市町との情報連絡に関すること。	○		
3 その他の総合的助言に関すること。		○			
4 地方交付税及び地方債（市町分）並びに市町税に関する事務	1 普通地方交付税の算定及び検査に関すること。			○	
	2 特別地方交付税算定に関すること。	○			
	3 市町（市町を構成員とする一部事務組合を含む。）の起債協議又は起債許可に関すること（地方財政法第5条の3第1項、第3項、第5条の4第1項）。		○		

	4 基準地及び標準地の調査に関すること。		○	
5 広域行政圏、土地開発公社(市町分)及び地方公営企業に関する事務	1 広域行政圏計画に関すること。	○		
	2 土地開発公社の事業計画及び経理に関すること。	○		
	3 地方公営企業決算統計に関すること。		○	
6 広報、広聴その他情報に関する事務	1 県政の広報に関すること。	○		
	2 情報の収集及び伝達に関すること。	○		
	3 県民世論調査に関すること。		○	
	4 県政モニターに関すること。	○		
7 地方報道機関との連絡協調に関する事務	1 地方報道機関との連絡協調に関すること。			
	(1) 管内の総合調整を要するもの	○		
	(2) その他のもの		○	
8 県民相談に関する事務	1 県民相談に関すること。		○	
9 地域計画等に関する事務	1 地域計画等に関すること。	○		
10 生活交通の維持及び確保に関する事務	1 愛媛県生活交通確保対策地区協議会に関すること。		○	

備考 総務県民室においては、地域政策課の表2の部4の項(2)、6の部2の項、7の部1の項(2)及び8の部1の項の事務について、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「総務県民室」とし、同表決裁区分の欄中「局長」及び「部長」とあるのは「支局長」として、同表の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	部長	専決者課長
税務課	1・2 省略				
	3 県の徴収金の徴収に関する事務	1～4 省略			
		5 省略			
	4～7 省略				

備考 1 東予地方局においては、この表1の部から4の部までに掲げる事務については、同表組織名の欄中「税務課」とあるのは、「税務管理課」とし、同表5の部、6の部及び7の部に掲げる事務については、同欄中「税務課」とあるのは、「課税課」として、同表の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	部長	専決者課長
税務課	1・2 省略				
	3 県の徴収金の徴収に関する事務	1～4 省略			
		5 自動車税の課税保留及び納税義務消滅に関すること。			○
		6 省略			
	4～7 省略				

- 2 中予地方局においては、この表1の部から4の部まで及び7の部1の項に掲げる事務については、同表組織名の欄中「税務課」とあるのは、「税務管理課」とし、同表5の部、6の部及び7の部2の項に掲げる事務については、同欄中「税務課」とあるのは、「課税課」として、同表の規定を適用する。
- 3 税務室においては、この表2の部、3の部(5の項(1)を除く。)、4の部及び5の部6の項に掲げる事務については、同表組織名の欄中「税務課」とあるのは「税務室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」として、同表の規定を適用する。

別表第3 (第4条関係)

局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者	
				部 長	課 長
企画課	1～17 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者	
				部 長	課 長
企画課	1～17 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者	
				部 長	課 長
地域福祉課	1 社会福祉法の施行に関する事務	1 社会福祉法人_____に関すること。			
		(1) 監事からの報告の受理(第40条)			○
		(2) 定款の変更の認可(第43条第1項)		○	
		(3) 定款変更の届出の受理(第43条第3項)			○
		(4) 仮理事及び特別代理人の選任(第45条、民法第56条、第57条)	○		
		(5) 解散の認可及び認定(第46条第2項)		○	
		(6) 解散の届出の受理(第46条第3項)			○
		(7) 合併の認可(第49条第2項)	○		
		(8) 清算人の届出及び清算終了の届出の受理(第55条、民法77条第2項、第83条)			○
		(9) 報告の徴収及び立入検査(第56条第1項)			○
		(10) 必要な措置の命令(第56条第2項)	○		
		(11) 業務の停止命令及び役員解職勧告(第56条第3項)	○		
		(12) 公益事業又は収益事業の停止命令(第57条)	○		
		(13) 助成及び監督(第58条)	○		
		(14) 基本財産の処分の承認		○	
2 社会福祉事業_____に関すること。					
	(1) 社会福祉施設の設置及び変更の届出の受理(第62条第1項、第63条第1項)	○			
	(2) 社会福祉施設の設置及び変更の許可(第62条第2項、第63条第2項)	○			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者	
				部 長	課 長
地域福祉課	1 社会福祉法の施行に関する事務	1 社会福祉法人の <u>指導</u> に関すること。	○		
2 社会福祉事業の <u>指導</u> に関すること。					
			○		



3 障害者自立支援法の施行に関する事務	1 省略			
	2 当該職員の見済書の交付（第9条第2項、第11条第3項、第48条第2項、第3項、第4項、第81条第2項、第85条第2項）			○
	3 指定障害福祉サービス事業者に関すること。			
	(1) 指定_____（第29条第1項）			○
	(2) 指定の変更_____（第37条第1項）			○
	(3) 指定の更新_____（第41条第1項）			○
	(4) 指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の処理（第46条第1項、第51条第2号）			○
	(5) 省略			
	(6) 勧告（第49条第1項）			○
	(7) 勧告に従わない旨の公表（第49条第4項）			○
	(8) 措置命令（第49条第5項）			○
	(9) 指定の取消し等（第50条第1項）	○		
	4 指定障害者支援施設に関すること。			
	(1) 指定_____（第29条第1項）			○
	(2) 指定の変更_____（第39条第1項）			○
	(3) 指定の更新_____（第41条第1項）			○
	(4)～(6) 省略			
	(7) 勧告（第49条第2項）			○
	(8) 勧告に従わない旨の公表（第49条第4項）			○
	(9) 措置命令（第49条第5項）			○
	(10) 指定の取消し等（第50条第1項、第3項）	○		
	5 指定相談支援事業者に関すること。			
	(1) 指定_____（第32条第1項）			○
	(2) 指定の更新_____（第41条第1項）			○
	(3)・(4) 省略			
	(5) 勧告（第49条第3項）			○
	(6) 勧告に従わない旨の公表（第49条第4項）			○
(7) 措置命令（第49条第5項）			○	
(8) 指定の取消し等（第50条第1項、第4項）	○			
6 障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター及び福祉ホームに関すること。				
(1) 事業の開始、変更、廃止及び休止の届出の受理（第79条第2項から第4項まで）			○	
(2) 報告の徴収及び立入検査（第81条第1項）			○	
(3) 事業の停止命令等（第82条）	○			

3 障害者自立支援法の施行に関する事務	1 省略			
	2 指定障害福祉サービス事業者に関すること。			
	(1) 指定の申請の受理（第29条第1項）			○
	(2) 指定の変更の申請の受理（第37条第1項）			○
	(3) 指定の更新の申請の受理（第41条第1項）			○
	(4) 指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理（第46条第1項_____）			○
	(5) 省略			
	3 指定障害者支援施設に関すること。			
	(1) 指定の申請の受理（第29条第1項）			○
	(2) 指定の変更の申請の受理（第39条第1項）			○
	(3) 指定の更新の申請の受理（第41条第1項）			○
	(4)～(6) 省略			
	4 指定相談支援事業者に関すること。			
	(1) 指定の申請の受理（第32条第1項）			○
	(2) 指定の更新の申請の受理（第41条第1項）			○
	(3)・(4) 省略			

	7	市町が設置する障害者支援施設に関すること。			
	(1)	設置の届出の受理（第83条第3項）			○
	(2)	省略			
	(3)	事業の停止命令等（第86条第1項）	○		
	(4)	省略			
	(5)	省略			
	8	指定旧法施設支援の加算に係る届出の受理（障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月厚生労働省告示第522号）別表第1の1注3、4、第1の8注1から3まで、第1の9注、第1の10、第2の1注3、4、7、8、第2の8注1から3まで、第2の9注、第3の1注3、第3の8注1から3まで、第3の9注、第3の10、第4の1注3、4、第4の5注1、第4の9注1から5まで、第4の10注、第5の1注3、第5の5注1、第5の9注1から5まで、第5の10注、第6の6注）			○
	9	介護給付費等の加算に係る届出の受理及び認定（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月厚生労働省告示第523号）別表第5の2注、第5の7注、第7の2注、第9の2注、第9の3注、第9の5注、第9の8注、第9の9注、第10の2注1から3まで、第10の7注1から3まで、第11の2注、第11の6注、第12の2注、第12の5注、第12の7注1、2、第12の8注、第13の2注、第13の3注、第13の8注、第13の9注、第14の2注、第14の3注、第14の8注、第15の2注、第15の3注、第15の4注、第15の9注、第16の2注、第16の5注）			○
	10	省略			
	11	自立支援給付に関する事務等の市町に対する助言等		○	
4	身体障害者福祉法の施行に関する事務	1	市町相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助（第10条第1項第1号）		○
		2	省略		
		3	身体障害者相談員の委託（第12条の3第1項）		○
	5	市町が設置する障害者支援施設に関すること。			
	(1)	省略			
	(2)	省略			
	(3)	省略			
	6	省略			
4	身体障害者福祉法の施行に関する事務	1	市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助（第10条第1項第1号）		○
		2	省略		
		3	身体障害者（児）の手帳に関すること。		
		(1)	交付の申請の受理（第15条第1項）		○
		(2)	返還の受理（第16条第1項、第2項）		○
(3)	居住地等の変更の届出の受理（身体障害者福祉法施行令（以下この部において「政令」という。）第9条第2項、第4項）		○		

4	身体障害者生活訓練等事業等に関すること。			
(1)	開始、変更、廃止及び休止の届出の受理（第26条）			○
(2)	報告の徴収及び立入検査（第39条第1項）			○
(3)	事業の停止命令等（第40条）	○		
5	市町が設置する身体障害者社会参加支援施設等に関すること。			
(1)	設置等の届出又は報告の受理（第28条第2項、第4項ただし書、身体障害者福祉法施行令第28条）			○
(2)	報告の徴収及び立入検査（第39条第2項）			○
(3)	当該職員の証明書の交付（第39条第3項）		○	
(4)	事業の停止命令等（第41条第1項）	○		
6	省略			
5	省略			
6	知的障害者福祉法の施行に関する事務			
1	市町相互間の連絡及び調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助（第11条第1項第1号）			○
2	知的障害者相談員の委託（第15条の2第1項）		○	
3	省略			
7	児童福祉法の施行に関する事務			
1	児童等の福祉に関すること。			
(1)	児童及び妊産婦の福祉に関すること（第11条第1項、第2項）			○
(2)・(3)	省略			
(4)	児童の措置（第25条の8）			○
2	指定知的障害児施設等に関すること。			
(1)	指定_____（第24条の2第1項）		○	
(2)	指定の更新_____（第24条の10第1項）			○
(3)~(5)	省略			
(6)	当該職員の証明書の交付（第24条の15第2項）		○	
(7)	勧告（第24条の16第1項）		○	
(8)	勧告に従わない旨の公表（第24条の16第2項）		○	
(9)	措置命令（第24条の16第3項、第4項）		○	
(10)	指定の取消し等（第24条の17）	○		
3	児童自立生活援助事業に関すること。			
(1)	事業の開始、変更又は廃止若しくは休止の届出の受理（第34条の3）			○
(2)	報告の徴収及び立入検査（第34条の4第1項）			○
(3)	事業の制限及び停止の命令（第34条の5）			○

(4)	再交付の申請の受理（政令第10条第1項）			○
4	市町が設置する身体障害者社会参加支援施設の長に対する報告の徴収等（第39条第2項）			○
5	省略			
5	省略			
6	知的障害者福祉法の施行に関する事務			
1	市町村相互間の連絡及び調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助（第11条第1項第1号）			○
2	省略			
7	児童福祉法の施行に関する事務			
1	児童等の福祉に関すること。			
(1)	児童及び妊産婦の福祉に関すること（第18条の2_____）。			○
(2)・(3)	省略			
(4)	児童の措置（第25条の2）			○
2	指定知的障害児施設等に関すること。			
(1)	指定の申請の受理（第24条の2第1項）			○
(2)	指定の更新の申請の受理（第24条の10第1項）			○
(3)~(5)	省略			

4 児童福祉施設等 _____ に 関すること。				
	(1) 市町が設置する施設の設 置及び廃止又は休止の届出 の受理（第35条第3項、第 6項）		○	
	(2) 国、都道府県及び市町以 外の者が設置する施設の設 置認可及び廃止又は休止の 承認（第35条第4項、第7 項）	○		
	(3) 省略			
	(4) 当該職員の証明書の交付 （第46条第2項、第18条の 16第2項）		○	
	(5) 改善勧告及び改善命令 （第46条第3項）	○		
	(6) 事業停止命令（第46条第 4項）	○		
	(7) 省略			
	(8) 予算の変更及び職員の解 職指示（第56条の2第2項）	○		
	(9) 設置認可の取消し（第58 条）	○		
	(10) 省略			
	(11) 省略			
	(12) 施設の設備の改善等の勧 告（第59条第3項、第7項）	○		
	(13) 勧告に従わない旨の公表 （第59条第4項）	○		
	(14) 事業の停止又は施設の閉 鎖命令（第59条第5項、第 7項）	○		
	(15) 省略			
	(16) 省略			
	(17) 報告事項の市町長への通 知及び施設の運営状況等の 公表（第59条の2の5第2 項）			○
	(18) 省略			
	(19) 変更届の受理（児童福祉 法施行規則第37条第4項か ら第6項まで）			○
	(20) 最低基準向上の勧告（児 童福祉施設最低基準（以下 この部において「最低基準」 という。）第3条第1項）	○		
(21) 児童の遊びを指導する者 の認定（最低基準第38条第 2項第5号）			○	
5 省略				
8 母子 及び寡 婦福祉 法の施 行に関 する事 務	1・2 省略			
	3 母子家庭及び寡婦の福祉の 措置及び保障に関すること。			
	(1) 公共的施設内における売 店等の設置の許可（第25条 第1項、第34条第1項）	○		
(2) 母子福祉団体並びに母子 家庭及び寡婦に対する福祉 施策の広報（第25条第3項、 第29条第1項、第34条）		○		

3 市町立の児童福祉施設 _____ に 関すること。				
	(1) 省略			
	(2) 改善勧告及び改善命令 （第46条第3項）		○	
	(3) 省略			
	(4) 省略			
	(5) 省略			
	(6) 施設の設備の改善等の勧 告（第59条第3項、第7項）		○	
	(7) 省略			
	(8) 省略			
	(9) 報告事項の市町長への通 知 _____ （第59条の2の5 第2項）			○
	(10) 省略			
(11) 変更届の受理（児童福祉 法施行規則第37条第4項、 第5項）			○	
4 省略				
8 母子 及び寡 婦福祉 法の施 行に関 する事 務	1・2 省略			



	<u>4</u> 省略			
	<u>5</u> 省略			
9 老人福祉法の施行に関する事務	1 省略			
	<u>2</u> 市町に対する助言（第6条の2第2項）			○
	<u>3</u> 在宅老人福祉に関すること。			
	(1) 老人居宅生活支援事業の開始の届出の受理（第14条）			○
	(2) 老人居宅生活支援事業の変更の届出の受理（第14条の2）			○
	(3) 老人居宅生活支援事業の廃止及び休止の届出の受理（第14条の3）			○
	(4) 報告の徴収及び立入検査（第18条第1項）			○
	(5) 改善命令（第18条の2第1項）		○	
	(6) 事業の停止等の命令（第18条の2第2項）	○		
	<u>4</u> 老人福祉施設に関すること。			
	(1) 老人福祉施設の設置の認可及び届出の受理（第15条第2項から第4項まで）		○	
	(2) 老人福祉施設の変更の届出の受理（第15条の2）			○
	(3) 老人福祉施設の廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加の認可及び届出の受理（第16条第1項から第3項まで）		○	
	(4) 報告の徴収及び立入検査（第18条第1項、第2項）			○
	(5) 事業の停止等の命令（第18条の2第2項）	○		
(6) 改善等の命令及び設置認可の取消し（第19条第1項）	○			
<u>5</u> 当該職員の証明書の交付（第18条第3項、第29条第7項）		○		
<u>6</u> 有料老人ホームに関すること。				
(1) 設置等の届出の受理（第29条第1項、第2項）		○		
(2) 報告の徴収及び立入検査（第29条第6項）			○	
(3) 改善命令（第29条第8項）		○		
10 愛媛県産休等代替職員制度実施要綱（昭和51年12月6日付け部長通	1 産休等代替職員の任用の承認及び変更承認 _____ _____ _____ _____ （第四の5）			○
	2 省略			

	<u>3</u> 省略			
	<u>4</u> 省略			
9 老人福祉法の施行に関する事務	1 省略			
	<u>2</u> 市町が行う老人居宅生活支援事業並びに市町が設置する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センターに対する報告の徴収及び立入検査（第18条第1項）			○
	<u>3</u> 特別養護老人ホーム（市町が設置するものに限る。）及び養護老人ホームに関すること。			
	(1) 報告の徴収及び立入検査（第18条第2項）			○
	(2) 改善及び事業の停止等の命令（第19条第1項）	○		
	<u>4</u> 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者に対する改善命令（第18条の2第1項）			○
<u>5</u> 有料老人ホームに対する報告の徴収及び立入検査（第29条第6項）			○	
10 愛媛県産休等代替職員制度実施要綱（昭和51年12月6日付け部長通	1 産休等代替職員の任用の承認及び変更承認（市町立の保育所及び母子生活支援施設並びにへき地保育所、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに係るものに限る。）（第四の5）			○
	2 省略			

知)に 関する 事務					知)に 関する 事務				
					11 公職 選挙法 施行令 第59条 の2第 1号に 関する 事務	1 身体障害者等の証明			○
11 省略					12 省略				
12 省略					13 省略				
13 省略					14 省略				
14 省略					15 省略				
15 省略					16 省略				
16 省略					17 省略				
17 省略					18 省略				
18 省略					19 省略				
19 省略					20 省略				
20 省略					21 省略				
21 省略					22 省略				
22 省略					23 省略				
23 介護 保険法 の施行 に關す る事務	1 省略				24 介護 保険法 の施行 に關す る事務	1 省略			
	2 被保険者等に対する報告の 命令等(第24条第2項)			○					
	3 当該職員の見済書の交付 (第24条第3項、第76条第2 項、第83条第2項、第90条第 2項、第100条第2項、第112 条第2項、第115条の6第2 項)			○					
	4 指定居宅サービス事業者に 關すること。				2 指定居宅サービス事業者に 關すること。				
	(1) 指定(第41 条第1項本文)			○	(1) 指定の申請の受理(第41 条第1項本文)				○
	(2)~(5) 省略				(2)~(5) 省略				
	(6) 勧告に従わない旨の公表 (第76条の2第2項)			○					
	(7) 措置命令(第76条の2第 3項)			○					
	(8) 指定の取消し等(第77条 第1項)			○					
	5 指定居宅介護支援事業者に 關すること。				3 指定居宅介護支援事業者に 關すること。				
	(1) 指定(第46 条第1項)			○	(1) 指定の申請の受理(第46 条第1項)				○
	(2)~(5) 省略				(2)~(5) 省略				
	(6) 勧告に従わない旨の公表 (第83条の2第2項)			○					
	(7) 措置命令(第83条の2第 3項)			○					
	(8) 指定の取消し等(第84条 第1項)			○					
	6 指定介護老人福祉施設に關 すること。				4 指定介護老人福祉施設に關 すること。				
	(1) 指定(第48 条第1項第1号)			○	(1) 指定の申請の受理(第48 条第1項第1号)				○
	(2) 関係市町からの意見の聴 取(第86条第3項)			○					
	(3) 指定の更新(第86条の2 第1項)			○					
	(4) 変更の届出の受理(第89 条)			○					

(5) 報告の徴収及び立入検査 _____ (第 90条第1項)		○	
(6) 指定の辞退の申出に係る 受理 (第91条)			○
(7) 勧告 (第91条の2第1項)		○	
(8) 勧告に従わない旨の公表 (第91条の2第2項)		○	
(9) 措置命令 (第91条の2第 3項、第4項)	○		
(10) 指定の取消し等 (第92条 第1項)	○		
7 介護老人保健施設に関する こと。			
(1) 開設及び変更の許可 (第 94条第1項、第2項)		○	
(2) 関係市町からの意見の聴 取 (第94条第6項)			○
(3) 許可の更新 (第94条の2 第1項)			○
(4) 管理者の承認 (第95条)		○	
(5) 変更の届出の受理 (第99 条)			○
(6) 報告の徴収及び立入検査 (第100条第1項)		○	
(7) 設備の使用制限等 (第 101条)		○	
(8) 管理者の変更命令 (第 102条第1項)		○	
(9) 勧告 (第103条第1項)		○	
(10) 勧告に従わない旨の公表 (第103条第2項)		○	
(11) 措置命令 (第103条第3 項)	○		
(12) 開設の許可の取消し等 (第104条第1項)	○		
(13) 休止、廃止、再開等の届 出の受理 (第105条、医療 法第9条)			○
(14) エックス線装置の届出の 受理 (第105条、医療法第 15条第3項)			○
(15) 弁明の機会の付与 (第 105条、医療法第30条)		○	
8 指定介護療養型医療施設に 関すること。			
(1) 指定_____ (第48 条第1項第3号)		○	
(2) 関係市町からの意見の聴 取 (第107条第5項)			○
(3) 指定の更新 (第107条の 2第1項)			○
(4) 指定の変更_____ (第 108条第1項)		○	
(5) 変更の届出の受理 (第 111条)			○
(6) 報告の徴収及び立入検査 (第112条第1項)		○	
(7) 指定の辞退の申出に係る 受理 (第113条)			○
(8) 勧告 (第113条の2第1 項)		○	
(9) 勧告に従わない旨の公表 (第113条の2第2項)		○	
(10) 措置命令 (第113条の2 第3項)	○		

(2) 報告の徴収及び立入検査 (市町が設置する指定介護 老人福祉施設に限る。)(第 90条第1項)			○
5 指定介護療養型医療施設に 関すること。			
(1) 指定の申請の受理 (第48 条第1項第3号)			○
(2) 指定の変更の申請の受理 (第108条第1項)			○

	(11) 指定の取消し等（第114条第1項）	○		
9	指定介護予防サービス事業者に関すること。			
	(1) 指定_____（第53条第1項本文）	○		
	(2)～(5) 省略			
	(6) 勧告に従わない旨の公表（第115条の7第2項）	○		
	(7) 措置命令（第115条の7第3項）	○		
	(8) 指定の取消し等（第115条の8第1項）	○		
10	省略			
11	省略			
12	指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る届出に対する市町への助言又は勧告（第78条の2第3項）			○
13	省略			
14	省略			
15	省略			
16	適合高齢者専用賃貸住宅の届出の受理（介護保険法施行規則第15条第3号）			○
24	次世代育成支援対策推進法の施行に関する事務			○
	1 市町行動計画についての助言等（第10条第1項）			○
25	愛媛県災害遺児福祉手当に関する事務			
	1 災害遺児福祉手当に関すること。			
	(1) 手当の支給決定（第5条）			○
	(2) 手当の支給停止（第7条）			○
	(3) 手当の受給者の変更の承認（第8条）			○
	(4) 手当に関する届出の受理及び証書の再交付（第9条、第10条第1項、第2項）			○
	(5) 手当の返還命令（第11条）			○
26	旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する事務			
	1 精神障害者社会復帰施設に関すること。			
	(1) 変更、廃止及び休止の届出の受理（第50条第3項、第4項、障害者自立支援法附則第48条）		○	
	(2) 報告の徴収及び立入検査（第50条の2の4、障害者自立支援法附則第48条）			○
	(3) 改善及び事業の停止又は廃止の命令（第50条の2の5、障害者自立支援法附則第48条）	○		
27	高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関する事務			
	1 指定訪問看護事業者等に関すること。			
	(1) 指導（第80条）			○
	(2) 報告の徴収及び検査（第81条第1項）			○
	(3) 当該職員の証明書の交付（第61条第3項、第81条第2項）			○

6	指定介護予防サービス事業者に関すること。			
	(1) 指定の申請の受理（第53条第1項本文）			○
	(2)～(5) 省略			
7	省略			
8	省略			
9	省略			
10	省略			
11	省略			

備考 福祉室においては、この表組織名の欄中「地域福祉課」とあるのは、「福祉室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」として、同表2の部の1の項から5の項まで及び11の項から19の項までの規定を適用する。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者	
				部 長	課 長
健康増進課	1・2 省略				
	3 健康増進法の施行に関する事務	1・2 省略 3 特別の栄養管理が必要な特定給食施設の指定（第21第1項）		○	
	4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する事務	1 省略			
		2 精神障害者保健福祉手帳の返還命令（第45条第3項、第45条の2第3項、第5項）	○		
	5 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者	
				部 長	課 長
健康増進課	1・2 省略				
	3 健康増進法の施行に関する事務	1・2 省略			
	4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する事務	1 省略			
	5 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者	
				部 長	課 長
環境保全課					
	1 省略				
	2 省略				
	3 省略				
	4 省略				
	5 省略				
	6 省略				
	7 水道法の施行に関する事務	1 当該職員の証の交付（第39条第4項）		○	
	8 大気汚染防止法の施行に関する事務	1 身分を示す証明書の交付（第26条第3項）		○	
	9 水質汚濁防止法の施行に関する事務	1 身分を示す証明書の交付（第22条第4項）		○	
	10 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の施行に関する事務	1 身分を示す証明書の交付（第11条第3項）		○	
	11 ダイオキシン類対	1 身分を示す証明書の交付（第27条第5項、第34条第3項）		○	

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者	
				部 長	課 長
環境保全課	1 地域環境整備事業に関する事務	1 事業計画の調整		○	
	2 省略				
	3 省略				
	4 省略				
	5 省略				
	6 省略				
	7 省略				
	8 水道法の施行に関する事務	1 当該職員の証の交付（第39条第3項）		○	

策特別措置法の施行に関する事務									
12 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の施行に関する事務	1 身分を示す証明書の交付 (第44条第2項、使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第19条の規定によりなおその効力を有するものとされている同法による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第71条第2項)		○						
13 土壤汚染対策法の施行に関する事務	1 身分を示す証明書の交付 (第29条第4項)		○						
14 愛媛県公害防止条例の施行に関する事務	1 身分を示す証明書の交付 (第85条第2項)		○						
15 ゴルフ場における農業使用の適正化に関する事務	1 身分を示す証明書の交付 (農業取締法第13条第4項)		○						
16 愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生に関する条例の施行に関する事務	1 土砂基準に適合しない場合の 情報提供及び措置命令(第7条第2項)	○							
	2 水質基準に適合しない場合の 措置命令(第7条第3項)	○							
	3 災害防止のための措置命令 (第8条第2項)	○							
	4 特定事業に関すること。								1 特定事業に関すること。
	(1) 許可(第9条)		○						
	(2) 市町長の意見の聴取(第11条、第14条の4)			○					
	(3) 変更の許可(第14条第1項)		○						
	(4) 変更の届出の受理(第14条第3項)				○				
	(5) 省略								(1) 省略
	(6) 省略								(2) 省略
	(7) 省略								(3) 省略
	(8) 省略								(4) 省略
	(9) 省略								(5) 省略
	(10) 完了の届出に係る結果の 通知(第20条第2項)				○				
(11) 省略								(6) 省略	
(12) 廃止の届出に係る結果の 通知(第21条第4項)				○					
(13) 地位の承継の届出の受理 (第22条第2項)				○					
(14) 許可の取消し又は停止命令 (第23条第1項)		○							

(15) 措置命令(第24条)	○		
5 省略			
6 省略			

2 省略			
3 省略			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者	
				部 長	課 長
商工 労政課	1 商工業及び観光事業の振興に関する事務	1 工場立地法に基づく諸報告に関すること。		○	
		2 商工業の診断申込みに関すること。			○
		3 中小企業金融相談室に関すること。			○
		4 県産品愛用運動の推進に関すること。	○		
		5 地域産業の振興に関すること。	○		
		6 伝統的特産品産業の振興に関すること。	○		
		7 中小企業省エネルギー対策及びエネルギーの需給動向に関すること。	○		
		8 愛媛広域文化交流基盤整備の推進に係る連絡調整に関すること。	○		
	2 商工会議所、商工会その他商工団体に関する事務	1 商工会議所に対する報告の徴収及び立入検査(商工会議所法第58条第1項、第84条、商工会議所法施行令第7条第1項第6号)			○
		2 商工会に対する報告の徴収及び立入検査(商工会法第50条第1項、第60条、商工会法第60条の規定により都道府県が処理する事務に関する政令第6号)			○
		3 小規模事業補助金交付申請に関すること。	○		
		4 中小企業情報連絡会議に関すること。			○
		5 商店街相談員の内申に関すること。	○		
	3 中小企業振興貸付資金の調査及び指導に関する事務	1 愛媛県中小企業近代化資金貸付規則の一部を改正する規則(平成12年愛媛県規則第19号)による改正前の愛媛県中小企業近代化資金貸付規則による貸付企業の巡回指導及び債権管理に関すること。			○
		2 設備導入資金に係る業務に関すること。			○
	4 中小企業振興資金に関する事務	1 中小企業振興資金の融資対象者の認定			○
5 労働教育に関する事務	1 独立行政法人労働政策研究・研修機構及び日本ILO協会に関すること。			○	
	2 労働問題懇談会の実施に関すること。			○	
	3 中小企業労働セミナーに関すること。			○	
6 中小企業労働相談所に関する事務	1 中小企業労働相談員の内申に関すること。	○			

7 労働福祉に関する事務	1 勤労青少年リーダーの育成指導に関すること。		○	
8 中小企業退職金共済に関する事務	1 中小企業退職金共済制度の普及促進に関すること。			○
	2 中小企業退職金共済法に基づく証明に関すること。		○	
9 貸金業に関する事務	1 登録の申請の受理（貸金業法（以下この部において「法」という。）第3条第1項）		○	
	2 登録の更新の申請の受理（法第3条第2項）		○	
	3 登録換えの申請の経由（貸金業法律施行規則第6条第1項）		○	
	4 変更の届出の受理（法第8条第1項）		○	
	5 廃業等の届出の受理（法第10条第1項）		○	
	6 立入検査（法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項、第24条の6の10第3項、第4項）	○		
10 中小企業経営革新支援法の施行に関する事務	1 経営革新計画の承認申請及び変更承認申請の受理（第4条第1項、第5条第1項）			○
11 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の施行に関する事務	1 研究開発等事業計画の認定申請及び変更認定申請の受理（第4条第1項、第5条第1項）			○
	2 特定中小企業者である個人が事業開始後5年を経過していないことの認定申請の受理（第10条第1項）			○
12 労働組合に関する事務	1 労働組合基本調査に関すること。		○	
	2 労働情勢の調査に関すること。	○		
	3 労働組合幹部懇談会に関すること。	○		
13 産業活力再生特別措置法の施行に関する事務	1 経営資源活用新事業計画の認定及び変更認定（第22条第1項、第23条第1項）		○	
	2 経営資源活用新事業計画の認定の取消し（第23条第2項）		○	
	3 認定経営資源活用新事業計画の実施状況の報告の徴収（第35条第3項）			○
14 エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する	1 事業計画の承認及び変更承認（第4条第1項、第5条第1項、第20条第1項、第2項、第29条第2項、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法施行令（以下この部において「政令」という。）第16条第2項）	○		



る事業活動の促進に関する臨時措置法の施行に関する事務	2 事業計画の承認の取消し（第5条第2項、第20条第2項、第29条第2項、政令第16条第2項）		○	
	3 承認事業計画又は中小企業承認事業計画の実施状況の報告の徴収（第28条、第29条第2項、政令第16条第2項）			○

別表第4（第4条関係）

局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者 部長	専決者 課長
産業振興課	1 省略				
	2 農業構造及び農業就業構造の改善並びに山村振興	1 省略			
		2 省略			
	3 農業振興地域の整備に関する法律の施行に関する事務	1 市町の定める農業振興地域整備計画の策定及び変更の協議（第8条第4項、第13条第4項）		○	
		2 農業振興地域整備計画の変更の指示（第13条第3項）		○	
		3 開発行為の許可等及び監督処分（第15条の2第1項、第3項、第6項、第15条の3）	○		
		4 開発行為についての勧告及び公表（第15条の4）	○		
	4 農業協同組合、農事組合法人及び農業共済組合に関する事務	1 省略			
		2 農事組合法人に関すること。			
		(1) 設立、定款の変更、解散、合併及び組織変更の届出の受理（農業協同組合法第72条の13第2項、第72条の16第4項、第72条の17第2項、第72条の18第3項、第73条第4項、第73条の12）		○	
(2) 報告の徴収、資料の提出命令、業務会計検査、違法行為の処置及び解散命令（農業協同組合法第93条第1項、第94条第2項、第95条第1項、第2項、第95条の2、第95条の3）			○		
(3) 仮理事の選任（農業協同組合法第73条第2項、民法第56条）			○		
	(4) 裁判所からの嘱託による調査及び裁判所に対する意見の具申（農業協同組合法第73条第5項、第6項）		○		

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者 部長	専決者 課長
農政普及課	1 省略				
	2 農業構造及び農業就業構造の改善、農村工業等導入、山村振興並びに農業団地及び農業振興地域の整備に関する事務	1 省略			
		2 農業団地及び農業振興地域の整備に関すること。		○	
		3 省略			
	3 農業委員会の指導監督に関する事務	1 農業委員会の指導監督に関すること。		○	
		2 農業委員会補助金交付に関すること。		○	
	4 農業協同組合、農事組合法人及び農業共済組合に関する事務	1 省略			
		2 農事組合法人に関すること。			
		(1) 設立、定款の変更、解散、合併及び組織変更の届出の受理（農業協同組合法第72条の13第2項、第72条の16第4項、第72条の17第2項、第72条の18第3項、第73条の12）		○	
		(2) 報告の徴収、資料の提出命令、業務会計検査、違法行為の処置及び解散命令（農業協同組合法第93条第1項、第94条第2項、第95条第1項、第2項、第95条の2、第95条の3）		○	

5 農業金融に関する事務	1 農業近代化資金に関すること。				
	(1) 農業近代化資金金融通法第2条第1項に掲げる者の同条第2項第1号に掲げる融資機関からの借入に対する利子補給の承認		○		
	(2) 貸付限度額の超過の承認		○		
	2 農業改良資金に関すること。				
	(1) 貸付資格の認定（農業改良資金助成法（以下この項において「法」という。）第7条第1項）		○		
	(2) 一時償還請求の決定（法第9条）		○		
	(3) 支払猶予の決定（法第10条）			○	
	(4) 貸付けの決定（愛媛県農業改良資金貸付規則第8条）			○	
	3 経営資金又は事業資金に係る報告の徴収及び立入検査（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第7条第1項、第8条第1項、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法施行令第12条第1項）			○	
	4 農林漁業共同化資金の融資適格の承認		○		
	5 省略				
	6 就農支援資金（就農施設等資金）に関すること。 (1) 資金利用計画の承認 (2) 省略			○	
	6 農産物等の流通及び卸売市場（他の課の主管に属するものを除く。）に関する事務	1 省略			
2 愛媛県卸売市場条例の施行に関すること。 (1) 中央卸売市場から転換した地方卸売市場の卸売業務の届出の受理（第5条第2項） (2) 省略 (3) 省略 (4) 省略 (5) 省略 (6) 省略 (7) 省略 (8) 省略 (9) 省略 (10) 省略 (11) 省略				○	
7 農地法の施行に関する事務		1 農地又は採草放牧地（以下この部において「農地等」という。）の権利移動の許可（第3条第1項）		○	
		2 農地の転用及び農地等の転用のための権利移動の許可 (1) 面積1,000平方メートル以上のもの（第4条第1項、第5条第1項）		○	

5 農林漁業資金に関する事務（他の課の主管に属するものを除く。）	1 農業近代化資金金融通法第2条第1項第1号及び第4号に掲げる者に対する1件1,800万円を超えない農業近代化資金利子補給承認			○		
	2 農林漁業共同化資金の融資適格承認			○		
	3 貸付資格の認定（農業改良資金助成法第7条第1項）			○		
	4 農業改良資金の貸付けの決定			○		
	5 省略					
	6 就農支援資金（就農施設等資金）に関すること。 (1) 資金利用計画の承認 (2) 省略			○		
	6 農産物等の流通及び卸売市場（他の課の主管に属するものを除く。）に関する事務	1 生産振興総合対策事業に関すること。			○	
		2 省略				
		3 愛媛県卸売市場条例の施行に関すること。 (1) 省略 (2) 省略 (3) 省略 (4) 省略 (5) 省略 (6) 省略 (7) 省略 (8) 省略 (9) 省略 (10) 省略				
		7 農地等の調整に関する事務	1 農地等 の権利移動の許可（農地法第3条）			○

	(2) 面積1,000平方メートル未満のもの（第4条第1項、第5条第1項）			○				
	3 農業会議に対する諮問に関すること。							
	(1) 農地の転用及び農地等の転用のための権利移動に係るもの（第4条第3項、第5条第3項）			○				
	(2) 小作地の解除、解約の申入れ、合意による解約及び更新拒絶（以下この部において「小作地の解除等」という。）に係るもの（第20条第3項）			○				
	4 小作地の所有制限の免除の指定等（第7条第1項）		○					
	5 小作地の解除等の許可（第20条第1項）			○				
	6 和解の仲介及び小作主事その他の職員の指定（第43条の5第1項、第2項）			○				
	7 既墾地及び未墾地買収の土地、立木等の管理（第78条第1項、第2項、農地法施行令第15条）			○				
	8 違反転用に対する原状回復命令等（第83条の2）	○						
	9 買受適格証明書の交付（国税滞納処分による農地等の公売の処理手続について（昭和58年2月24日）、民事執行法による農地等の売却の処理方法について（平成13年1月5日））			○				
	10 農事調停に関すること（民事調停法第27条、第28条）。			○				
8 省略								
9 園芸作物、米、麦、工芸作物その他農産物の生産指導奨励に関する事務	1 農産物の生産出荷対策等に関すること。			○				
10 省略								
11 省略								
12 省略								
13 省略								
14 葉事法の施行に関する事務	1 葉事監視員の任免（第76条の3第1項）		○					
15 省略								
16 省略								
	8 国有農地等及び開拓財産の管理及び処分に関する事務							○
9 省略								
10 園芸作物、米、麦、工芸作物その他農産物の生産指導奨励に関する事務	1 普通作物及び果樹関係の生産指導奨励事業に関すること。			○				
	2 野菜及び特用作物の生産出荷近代化事業に関すること。			○				
11 省略								
12 省略								
13 省略								
14 省略								
15 葉事法の施行に関する事務	1 葉事監視員の任免（第77条第2項）			○				
16 省略								
17 省略								